

経 済 産 業 省

20240205電委第4号

令和6年2月27日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者の収支状況の事後評価について（回答）

令和6年2月5日付け20240126資第16号により貴職から当委員会に意見を求められた件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、別紙のとおり、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）附則（20221021資第3号）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（20221021資第3号）による改正前の電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2（15）に照らし、託送供給等約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

なお、下記の対象事業者のうち、超過契約額が確認された事業者はなかったことを申し添えます。

記

（対象事業者）

- ・北海道電力ネットワーク株式会社
- ・東北電力ネットワーク株式会社
- ・東京電力パワーグリッド株式会社
- ・中部電力パワーグリッド株式会社

法人番号 7430001078663
法人番号 7370001044201
法人番号 3010001166927
法人番号 1180001135974

- ・北陸電力送配電株式会社
- ・関西電力送配電株式会社
- ・中国電力ネットワーク株式会社
- ・四国電力送配電株式会社
- ・九州電力送配電株式会社
- ・沖縄電力株式会社

法人番号 4230001017826

法人番号 6120001220018

法人番号 5240001054140

法人番号 8470001017344

法人番号 6290001084768

法人番号 3360001008565